

桑名市学習者用タブレット端末運用規程

(目的)

第1条 この規程は、桑名市長(以下「市長」という。)が貸与した桑名市立小中学校における学習者用タブレット端末(以下「端末」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることにより、学校の教育課程に則った学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資するために端末を適正に使用することを目的とする。

(管理責任者)

第2条 管理責任者は学校長とする。管理責任者は、端末の使用が適正に行われるために、使用状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行う。

(端末使用者)

第3条 端末使用者(以下「使用者」という。)は、学校に在籍する教職員及び児童生徒のみとする。ただし、第1条の目的内で、学校からの便り等の閲覧、アンケートへの回答及び、保護者による端末のチェック等、学校からの依頼もしくは案内があった場合、保護者が端末を操作することを妨げない。

(遵守事項)

第4条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、端末の使用を適正に行うとともに、携帯中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。
- (2) 使用者は、端末に機微な個人情報を保存しない。
- (3) 学校の授業での端末の使用による管理については、授業担当者又は担任が、適正に行うものとする。
- (4) 端末を校外に持ち出す場合には、使用者は管理責任者の許可を得なければならない。また、その際には、すみやかに目的地に持ち運び、放置するようなことは絶対に行ってはならない。
- (5) 端末の利用は自己責任を原則とし、その利用によって生じた費用及び損害は使用者が負わなければならない。ただし、学校、自宅及び管理責任者の許可を得た場所(学童保育所・教育機関・見学地等)において第1条の目的で通常使用をしている状況で生じた故障は除く。
- (6) 使用者は端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の情報セキュリティ及び知的財産の保護に関する法令を遵守しなければならない。

(禁止事項)

第5条 使用者が端末を使用する場合、次に掲げる事項を禁止するものとする。

- (1) 第1条の目的以外の利用
- (2) 学習目的以外での写真や動画の撮影及び各データの保存
- (3) 学校、自宅及び管理責任者の許可を得た場所(学童保育所・教育機関・見学地等)以外での Wi-Fi 接続
- (4) 学校より発行された ID 及び届け出たパスワードの変更・譲渡・漏洩
- (5) 他人の ID 及びパスワードの不正使用
- (6) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- (7) 個人のクレジットカード情報等、個人情報の入力
- (8) 利用が許可されていないファイルへのアクセス及びダウンロード
- (9) 不当又は児童、生徒によるハードウェア、ソフトウェアの設定変更
- (10) ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の利用
- (11) 学習上必要なウェブサイト以外の閲覧
- (12) アプリ内での課金
- (13) 不正な制限解除
- (14) 他人を誹謗中傷するような差別的な書き込みやプライバシーの侵害等、人権を侵害する行為
- (15) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

(違反行為に対する措置)

第6条 管理責任者は、使用者が前条に掲げる規程に違反したときは、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、端末の使用を一定期間停止する。

(報告事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した時は、ただちに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) 端末を毀損したとき
- (2) 端末を紛失したとき
- (3) 盗難の被害にあったとき、またその可能性があるとき
- (4) パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき
- (5) 端末が正常に動作しなくなったとき
- (6) データの改ざん、抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルス感染又は、それらのおそれのある事実を発見したとき

(誓約書)

第8条 使用者は、管理責任者に誓約書を提出し、本規程の遵守に努めなければならない。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から改定施行する。